

千葉県における方面委員活動の研究（1）

前田 寿 紀
長谷川 匡 俊
金子 光 一

はじめに

社会事業史における地方史ないし地域史研究（厳密には「地方史」と「地域史」はその概念を異にし、使用する論者によってもそれぞれに特別の意味を付与している場合が少なくない。しかしここでは一応同義のものとして扱う）の意義に関連して、かつて筆者は次のように述べたことがある。

「そもそも社会福祉の中心課題は生活問題であって、その生活に密着した空間的領域ないし社会的基盤は地域社会である。つまり地域住民の暮しがもっとも身近な対象となり、もっとも直接的な問題となってくる。だから地域性（当該地域特有の歴史的発展なり歴史的條件をふまえる）を無視した通り一べんの社会事業史に対する理解のしかたでは具体性に乏しく、かつ生活に根ざした福祉の展開なり、地域のもつ福祉的課題をみのがしてしまうことになりかねないのである。」⁽¹⁾

しかし、この段階では具体的な研究の視点や方法を明示するまでには至らなかった。

そうしたなかで、戦後、日本社会事業史研究をながく牽引されてこられた吉田久一は、自らの研究を顧みられ、「私の社会事業もまた若い日に大塚（久雄）史学や丸山（真男）史学の影響を受けた。しかし最近一般的普遍的原理に引きつけて社会事業史を解釈することに問題が残ることを痛切に感ずる。その残った部分の中心は地方社会事業史であることはいうまでもない」⁽²⁾と述べ、さらに、

「地方社会事業史を考える際、政治状況とかみ合う運動的な民衆史、社会学的な地域史がある。しかし「日本の貧困」に関心を持つ私は、地方の民衆生活の諸相を究明する民衆生活史に最も注目している。生活を共にし、共同の目的、共同の関心を持ち、そこで生活展開をする歴史にひかれる。貧困をはじめとする日常的な悩みを持った人びとの生活を発掘

(1)

すること、」⁽³⁾

が地方社会事業史の最初の任務だとされる。民衆の生活への着目という点では大濱徹也も同様だが、大濱は「生活研究」の視点から、

「このような貧民や孤児をはじめとする「弱き者」の所在形態は、それぞれの地域的な社会構造に強く規定され、居住地をはじめとする生活が歴史的な遺産を負わされもします。それだけに地域社会の形成を具体的な場において歴史的に検討することなくして、「社会事業」がはたした意味を位置づけ得ないのではないのでしょうか。まさに慈善救済、社会事業について、地域性をふまえた検討が望まれるところです。それこそは、地域的な生活の場において、日常性のなかから生活のありかたを把握し得たとき、社会意識の表出される場を「弱き者」に対する眼、無意識ともいえる態度の表明から読みとることも可能となりましょう。」⁽⁴⁾

と、時代と社会が生みだす問題を担った「弱き者」の存在状況を社会経済的な面のみならず、精神的な様相、意識のレベルにまで踏み込んで把握する必要性を訴えている。菊池正治が地方史なり地域史の基本的構成要素を、場所（地域）・生活・民衆の三つと捉え、地域とそこに生きる民衆の存在を媒介する「生活」史の視点から、社会福祉の通史ないし一般史の再構築をはかるべきではないかとする主張⁽⁵⁾もまた、上の両氏の指摘に通じるものがある。

以上のような視点とは別に、社会福祉における地域の問題を、相互扶助と基本的人権としての自由との相互関係にもとづく独自の三段階論（自由が存在しない地域重視の段階、自由の強調のなかで地域が無視される段階、自由を前提にしながら地域が重視される段階）によりながら、その歴史的な性格を明らかにしようとするのが池田敬正である。池田は、

「いずれにしても地域を歴史的に理解するということは、中央に支配され従属せしめられる地方としての地域から、一国全体を有機的に構成する部分として、それぞれの地域が独自の意味をもつ部分としての地域への転換過程として把握することである。と同時にこの転換過程は地域と個人および国家との関係の転換とも対応していた。」⁽⁶⁾

とされ、社会福祉史において「地域」が問題になるのは、第一段階と第三段階であるが、日本ではその点が必ずしも明確でないという。たとえば、第一段階における地域の相互扶助は、その後の公共的制度化によってその地域性を克服していくのだが、日本の場合、第二段階に入っても「隣保相扶」という表現で依然強調されていた。このことは、日本での第一段階の「地域」をめぐる考え方が近代的に脱皮できていないことを示すもので、中央に支配され従属せしめられる地方という考え方が依然として残ったばかりでなく、第三段階の「地域」にも強い影響を与えているとする。この点は、池田も指摘されるように、現代の地域福祉を論ずる場合にも注意を要する視点であり、かつ今後の地方（地域）社会事業史における分析枠組みとしても示唆を与えられよう。

千葉県（房総）をフィールドとして地方社会事業史の調査・研究に取り組んでいるわれわれのスタンスもまた、基本的には上記の各氏と共通するものがあることを確認し、遅々たるあゆみではあるが、「土地に刻まれた歴史的現実の総合」⁽⁷⁾としての地方社会事業史像の構築を目ざしていきたい。本共同研究もその一環をなすものである。

さて、方面委員活動であるが、本制度は大正6年（1917）岡山県に設置された済世顧問制度、翌年大阪府に設置された方面委員制度を先駆とする大正後半期の社会事業組織化の中心をなすものであって、その後昭和3年（1928）までには全国各府県に普及した。名誉職である方面委員によって、一定区域内の社会生活の実情調査、生活の改善向上の方法検討、要救護者・要保護者に対する必要な指導と保護を与えることを任務とする常設の人的社会施設である。われわれが方面委員活動を研究課題として取りあげたのも、地域において生活上の困難や障害を持った民衆に対する社会事業的対応策の重要な一つだからである。この制度がもつ既存の制度体系（隣保制度、家族制度等）の擁護、制度的な整備に伴う行政主導への移行など行政との関わり方から、その歴史的評価は一様でない。それだけに、小論の範囲を越えるものだが、今後は遠藤興一⁽⁸⁾の提起された「地域処遇史」の視点からも検討を加えていきたい。

以下小論では、二つのテーマを設定して千葉県における方面委員活動の特徴とその周辺の問題に迫ってみたいと思う。I. は、昭和2年同県方面委員制度の発足から、その性格や機能・位置づけが大きく変化をみる同11年「方面委員令」公布の前年までの活動について、その特徴のいくつかを統計資料を用いて明らかにしようつとめた。

II. は、社会事業の連絡統制・指導と社会事業の組織的な調査・研究などを目的とする官民一致の組織「千葉県社会事業協会」の報徳導入をめぐる、「報徳指定村」内の報徳社における社会事業活動を取りあげた。昭和10年代前半における県下社会事業への報徳の影響を探ることにより、同時期の方面委員活動との関わりや、その周辺の問題にも照明が当てられよう。

なお、同時代の千葉県社会事業の動向については、拙稿「千葉県社会事業小史」（千葉県社会事業史研究会編『人物でつづる千葉県社会福祉事業のあゆみ』所収、崙書房、昭和60年2月）を参照されたい。また、本共同研究のメンバー及び千葉県社会事業史研究会々員有志による同県方面委員活動に関する調査研究の成果は、小論末尾の〔付記〕を参照されたい。

（長谷川匡俊）

I. 初期の千葉県方面委員活動の特徴

昭和初期の日本経済は、全国的に見ても大正9（1920）年の戦後恐慌のあおりで慢性的な不況が続き、昭和4（1929）年の世界恐慌、民政党の浜口雄幸内閣の下で展開された緊縮財政・合理化政策による失業者の増大等により深刻化し、それが貧困問題へと派生し顕在化していた。

千葉県においても例外ではなく、米や養蚕の盛んな農業県であった千葉県の農産物価格はこの時期著しく下落し、農業従事者の収入は半分以下に落ち込んだ。⁽⁹⁾そのような経済状況の中で、昭和2（1927）年7月千葉県に方面委員規程及び同常務委員規程が公布され、同年9月千葉市及び16町に方面委員が設置された。全国の道府県では35番目、関東地域では最も遅い誕生であった。⁽¹⁰⁾

本章では、昭和2年から昭和10（1935）年までに焦点を当て、初期の千葉県方面委員がどのような社会事業活動を行い、県内のそれらの活動にはどのような特徴があったかについて統計資料を用いながら論述したい。検討する期間を昭和10年までに限った根拠は、昭和11（1936）年11月「方面委員令」が公布され、方面委員の性格や役割が国家の基本方針で大幅に規定され、また社会情勢が軍事的要因を強めるに従い、社会事業そのものが軍事型に変わっていき、初期の千葉県方面委員の特徴や独自性を浮き彫りにすることが困難であると考えたからである。

1. 初期の活動の全体的特徴

本節では、初期の千葉県方面委員活動の全体的特徴を明らかにしたいと考える。

まず表1に示したのは、昭和3（1928）年から昭和8（1933）年までの千葉県方面委員数と、世帯数及び人口に対する比率の推移である。

これを見ると制度発足直後の方面委員活動は、限られた地域で行われていながら、一人の委員が290世帯、1,400人以上を担当する状況で、木目の細かい社会事業が展開されたとは考え難い。また昭和6（1931）年6月の千葉県訓令第21号により、方面委員制度が県下全域へ拡張されたが、それに伴う委員の定員増には時間を要したため、この年の世帯数及び人口比率は極端に高くなっている。しかしながら、3倍以上の委員増が行われた昭和7（1932）年以降は、一委員の担当は150世帯、750人以下となっており、この頃になって本来の方面委員の実質的な活動が展開されたと推測される。

次に同時期の千葉県の方面委員取扱件数を分野（相談指導・保健治療・教護救済・児童保護・福利増進・教化改善・調査依頼・その他）ごとに区別したのが表2-1で、その年次推移を棒グラフで表わしたものと、各年の分野別割合を百分率で示したものが、それぞれ表2-2

表1 千葉県方面委員数及び世帯数・人口に対する比率の推移（昭和3～8年）

	委員数	施行区域	区域世帯数	区域人口数	世帯数／委員	人口／委員
昭和3年	160	1市16町	47,694	228,135	298	1,426
昭和4年	174	1市18町	51,815	248,347	297	1,427
昭和5年	188	1市20町	58,756	288,108	313	1,532
昭和6年	188	1市20町	58,787	289,725	313	1,541
	↓ 376	6月より 県下全域	153,220	786,543	439	2,254
昭和7年	1,060	県下全域	157,524	795,144	149	750
昭和8年	1,170	県下全域	163,701	834,149	139	713

出典：千葉県社会課時報編集部『千葉県方面委員時報』千葉県
千葉県知事官房編纂『(昭和三年～八年)千葉県統計書・第一編』
千葉県, 昭和4～10年より作成

表2-1 千葉県方面委員取扱件数分野別比較表（昭和3～8年）

	相談指導	保健救療	救護救済	児童保護	福利増進	教化改善	調査依頼	その他	合計
昭和3年	190	269	1,082	12	182	20	2	81	1,838
昭和4年	1,038	830	1,123	116	403	44	55	586	4,195
昭和5年	1,492	1,394	1,875	117	476	34	144	1,221	6,753
昭和6年	1,153	903	1,889	179	532	27	29	903	5,615
昭和7年	4,859	3,913	8,394	787	2,582	239	302	3,051	24,127
昭和8年	6,757	8,690	12,330	1,261	3,230	378	307	5,953	38,906

出典：千葉県社会課時報編集部『千葉県方面委員時報』第3～34号, 千葉県, 昭和3～8年
梅原基雄「〈資料紹介〉各方面カード調査及び各方面取扱事件報告（I）・（II）」千葉県社会事業史研究会『千葉県社会事業史研究』第22・23号, 平成6年, 平成7年より作成

表2-2 千葉県方面委員取扱件数年次推移（昭和3～8年）

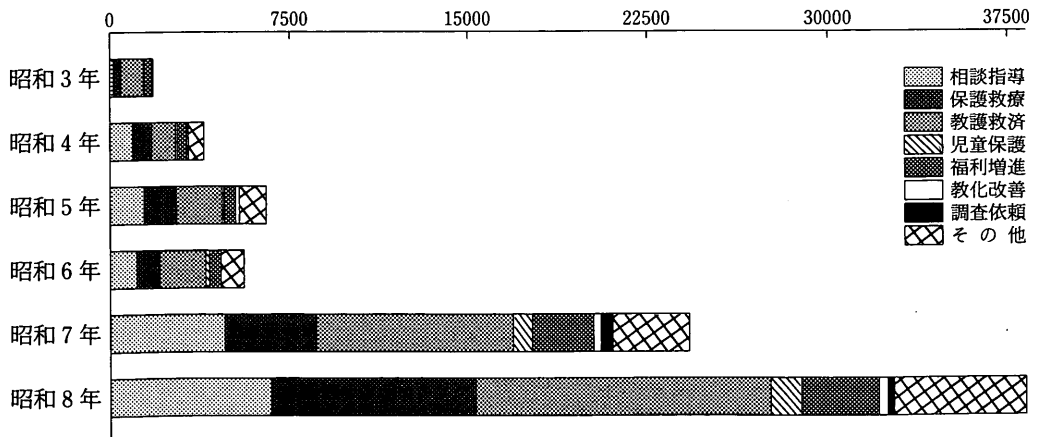
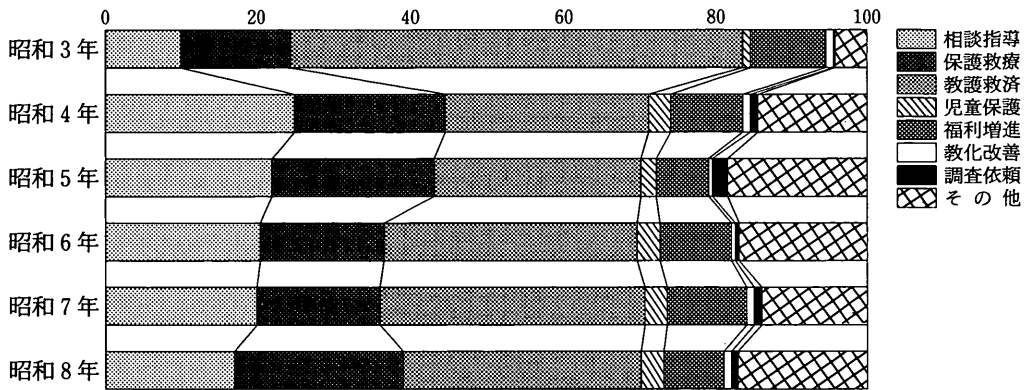


表2-3 千葉県方面委員取扱件数分野別割合 (昭和3~8年)



と表2-3である。

これらの表から一見してわかることは、昭和6年までと比べて昭和7年以降の方面委員取扱件数は飛躍的に増加していることであろう。これは先に論じた方面委員制度の施行範囲が県下全域に拡張され、それに伴って方面委員も大幅に増員されたことと密接に関連している。昭和6年は前年より減少しているが、これも前述の制度が県下全域となり担当範囲が広がったことを反映していると考えられる。

表2-3の割合を見ると、昭和4(1929)年以降千葉県方面委員の様々な活動が大きな偏りなく実施されていたことを理解することができる。ただ一つ注目すべき点は、救護法の成立(昭和4年4月)及び実施(昭和7年1月)時期と重なるこの時代、全国規模で詳細な社会事業調査が行われ、ほとんどの府県行政は方面委員にその協力を依頼していたにもかかわらず、千葉県の場合、調査依頼の件数は少ないままで推移している。この根拠は不明であるが、当時の千葉県行政と方面委員の関係を知る上で興味深いデータである。

全体的特徴は他府県との比較検証等によってより明らかになるものであるが、それは今後の継続研究に委ねることとし、次節では県内の地域別特徴について論じたいと思う。

2. 初期の活動の地域的特徴

昭和初期の千葉県は、安房郡・夷隅郡・君津郡・長生郡・山武郡・市原郡・千葉郡・東葛飾郡・印旛郡・香取郡・海上郡・匝瑳郡・千葉市1市12郡に分けられていた。方面委員制度が県下全域に拡張される昭和6年6月以前は、1市20町で施行されており、千葉市を除いて、安房郡では北條町、館山町、船形町、鴨川町が、夷隅郡では勝浦町が、君津郡では木更津町が、長生郡では茂原町が、山武郡では東金町が、市原郡では五井町が、千葉郡では津田沼町が、東葛飾郡では浦安町、船橋町、市川町、松戸町、野田町が、印旛郡では成田町が、香取

郡では佐原町が、海上郡では本銚子町と銚子町が、匝瑳郡では八日市場町がそれぞれ方面委員活動を展開していた。

表3は、昭和6年初頭の千葉県における市郡別方面委員活動を統計的に分析したものである。この種の考察で単に方面委員数や取扱件数を比べても、その結果はそれぞれの地域性を無視したものとなるであろう。そこでここでは、その地域に住んでいる世帯数や人口との関係を考慮しながら検討したい。

表3 千葉市郡別方面委員活動分析(昭和6年初頭)

	取扱件数合計	委員数	世帯数	人口	世帯数/委員	人口/委員	取扱件数/委員	取扱件数/人口(%)
安房郡	666	24	6,790	31,078	283	1,295	27.8	2.1%
夷隅郡	269	6	1,544	7,076	257	1,179	44.8	3.8%
君津郡	789	7	2,157	10,089	308	1,441	112.7	7.8%
長生郡	378	5	1,596	7,453	319	1,491	75.6	5.1%
山武郡	89	9	1,901	9,559	211	1,062	9.9	0.9%
市原郡	183	5	1,537	8,175	307	1,635	36.6	2.2%
千葉郡	128	6	1,933	9,761	322	1,627	21.3	1.3%
東葛飾郡	1,920	49	17,461	91,701	356	1,871	39.2	2.1%
印旛郡	280	6	1,846	8,978	308	1,496	46.7	3.1%
香取郡	204	11	3,326	17,127	302	1,557	18.5	1.2%
海上郡	376	30	7,016	33,573	234	1,119	12.5	1.1%
匝瑳郡	115	5	1,454	7,471	291	1,494	23.0	1.5%
千葉市	227	25	10,226	47,684	409	1,907	9.1	0.5%

出典：梅原基雄「〈資料紹介〉各方面カード調査及び各方面取扱事件報告(Ⅰ)・(Ⅱ)」千葉県社会事業史研究会「千葉県社会事業史研究」第22・23号、平成6年、平成7年
千葉県知事官房編纂「昭和六年千葉県統計書・第一編 一土地、戸口、財政、議会、官公吏」千葉県、昭和7年12月、PP.54~61より作成

一人の方面委員がどれほどの世帯数及び人口を担当していたかを示す「世帯数/委員」「人口/委員」を見ると、人口が過密している千葉市や東葛飾郡の割合が高く、山武郡や海上郡など過疎地域では低いことがわかる。一人の委員が409もの世帯を担当する千葉市と、その半分近くの211世帯を担当する山武郡では、提供される社会事業の内容に格差があったことが推測できる。

また、一人の委員が取り扱った件数の平均値である「取扱件数/委員」は、君津郡が際立って高い数値であることが見てとれる。これは委員数に対して取扱件数が多いことを示して

おり、君津郡の木更津町が他の市町より活発に事業を展開していたことを表わしている。この根拠についてはなお詳細な地域検証が必要であるが、当時木更津町には正会員200名、特別会員140名、名誉会員13名の大正會という助成会が、方面委員制度が発足する以前から活発に機能しており、その活動との関係が考えられる。昭和6年の段階で大正會は、2,000円以上の活動資金と、5,000円以上の基本財産をもち、助成会としては千葉県一の財力を有していた。⁽¹¹⁾またその大正會に早くから関与し、後に31歳の若さで木更津町の方面委員常務委員となり、木更津町を中心に千葉県及び全国の方面委員活動に多大な功績を残した宮崎識栄（明治31〈1898〉～昭和63〈1988〉）の存在を無視することはできない。

委員数に対して取扱件数が少ないのは千葉市と山武郡である。前述の通り山武郡は担当する世帯数が少ないためそれに比例して取扱件数が少ないことは理解できるが、千葉市は世帯数が多いにもかかわらず件数が少ないのは、千葉市方面委員が、市内の社会事業活動にあまり積極的ではなかった表われではないかと考えられる。

さらに、人口に対する取扱件数の比率である「取扱件数／人口（％）」は、その地域の社会問題発生状況が把握できると共に、そこでの方面委員活動がいかに住民に理解され、制度が活用されていたかを示す数値である。これを見るとやはり君津郡の木更津町が目立って高く、方面委員制度が町内の住民によく利用されていたことがわかる。また比率の低い千葉市においては、制度が十分活用されていなかったことを示している。

次に同時期の千葉県の市郡別方面委員取扱件数を分野（相談指導・保健救療・教護救済・児童保護・福利増進・教化改善・調査依頼・その他）ごとに区別したのが表4-1で、市郡ごとに分野別割合を百分率で示したのが表4-2の棒グラフである。

ここでは、前述の市郡別方面委員活動の分析を通じて導き出された結果を踏まえながら、これらの表を検討したい。まず取扱件数が一つの分野に偏っていた地域として、千葉郡の「教護救済」が挙げられ、その割合は全体の50%を越え、特にその内訳を見ると「養老救護」の割合が高かった。昭和5年の国勢調査によると、当時の千葉郡の高齢化率（総人口に占める60歳以上人口の割合）は、7.9%で、安房郡の12.0%や夷隅郡の11.0%と比較してそれほど高い割合ではないが、高齢者も含めた無配偶者の割合が県内で最も高かったことが注目に値する。千葉県の無配偶者の（平均）割合は、59.6%であったが、千葉郡は64.5%であった。⁽¹²⁾家族間における相互扶助が主流であったこの時代、無配偶者は多くの生活問題を血縁関係にある親戚あるいは近隣に委ねざるをえず、そこで問題が解決できなかった者やそれらの血縁をもたない者あるいは親しい隣人のいない者が、援助の手を求めて方面委員に教護救済の申し出をしていたのではないかと推察される。

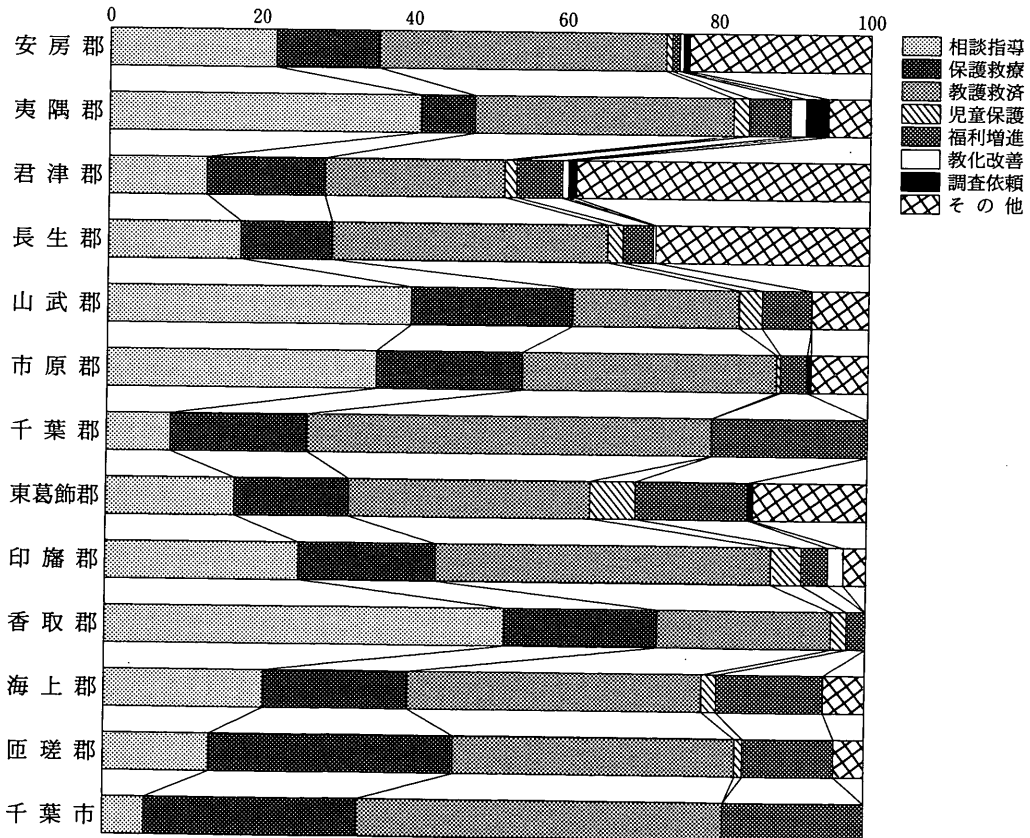
またこれまでの考察から、方面委員制度があまり活用されず、積極的な事業を行っていなかったのではないかと考えられる千葉市は、他の郡と比べて相談指導の割合が最も低く、そ

表4-1 千葉県市郡別方面委員取扱件数分野別比較（昭和6年初頭）

	相談指導	保健救療	救護救済	児童保護	福利増進	教化改善	調査依頼	その他	合計
安房郡	147	89	251	4	7	3	4	161	666
夷隅郡	109	19	92	6	15	5	9	14	269
君津郡	106	123	186	11	48	5	6	304	789
長生郡	67	45	135	9	16	1	0	102	378
山武郡	36	19	20	3	6	0	0	5	89
市原郡	65	35	64	1	7	1	0	10	183
千葉郡	11	23	68	0	26	0	0	0	128
東葛飾郡	332	286	605	120	283	7	9	278	1,920
印旛郡	72	51	123	12	11	5	0	6	280
香取郡	107	41	47	4	5	0	0	0	204
海上郡	78	71	146	8	53	0	1	19	376
匝瑳郡	16	37	43	1	14	0	0	4	115
千葉市	13	64	109	0	41	0	0	0	227

出典：千葉県社会課時報編集部『千葉県方面委員時報』第21号，千葉県，昭和6年10月，PP.26~27
 梅原基雄「〈資料紹介〉各方面カード調査及び各方面取扱事件報告（II）」千葉県社会事業史研究会『千葉県社会事業史研究』第23号，平成7年，PP.31~34より作成

表4-2 千葉県市郡別方面委員取扱件数分野別割合（昭和6年初頭）



の件数はわずかに13件である。その内訳を見ると、生活上の相談が5件、家事上の相談が7件、人事上の相談が1件で、教育上、衛生上、法律上の相談は全くない状態である。⁽¹³⁾このことは、千葉市がやはりこの時期、方面委員制度を十分流布させる活動を行っていなかったことを示している。

さらに、方面委員活動を意欲的に展開していたと考えられる君津郡の「その他」の割合が、全体の40%近くに達していることが目につく。君津郡の取り扱った「その他」件数、304件の内訳は、「願届書取扱」が20件、「寄附及び義損金」が284件で、そのほとんどが寄付と義損金の取り扱いであった。何故この時期これらの取扱件数が多かったかは明らかではないが、農業生産物の価格下落や失業者増大が深刻な社会問題となっていたこの時期、県内で年末に実施されていた『のし餅週間』との関係が考えられる。昭和5年12月の調査によると、千葉県の町村で取りまとめた寄付金は、総額で2,482円20銭であるが、その内345円が君津郡木更津町からのもので、他郡のどの町村よりも多額の寄付金を集めている。⁽¹⁴⁾

本章で取り上げた昭和初期は、大河内一男が「社会政策の危機時代」と捉えた時期で、全国的にも社会政策の社会事業化が現われ始めた時代である。⁽¹⁵⁾この時期の千葉県方面委員の活動を検討した結果、県内でも社会問題に基づく低所得・被救護層の数量及び質的多様化が行われ、それに対して方面委員が幅広く対応していたことがわかった。特に、昭和6年6月に施行範囲が県下全域へと拡張され、それに見合う委員数を確保した昭和7年頃からの事業は活発に展開されていたといえる。

初期の千葉県内の地域的特徴として、地域間格差が挙げられる。考察の結果、方面委員制度を住民に承知させ、積極的に活用を促す地域もあれば、その活動が決して意欲的とは思えない地域もあった。しかしこれと同様の現象が地域単位で社会福祉の充実を図ろうとしている今日の地域福祉改革の中にも散見され、地域間格差の問題は時代を越えた課題であることを改めて感じると共に、昭和初期と現在の格差の状況を比較検証することに興味をそそられる。紙幅の関係上、今回は初期の千葉県方面委員活動の特徴を、統計資料のみに基づき分析したが、今後は地域それぞれの産業や生活習慣等を取り入れながら、より詳細な考察を試みると同時に、現在の千葉県の社会福祉の状況と対比させた研究にも取り組みたいと考えている。

(金子 光一)

II. 千葉県社会事業協会における報徳を活用した社会事業

千葉県社会事業協会（事務所は千葉県社会課内。以下、協会と略称）は、方面委員制度の充実に向けて試行錯誤をしている最中の昭和13年度より報徳を本格的に導入し、「報徳指定村（部落）」（以下、指定村と略称）を指定（6か所）し助成金を交付し、指定村内の各報徳社の事業に協力した。協会が報徳を導入するにあたり、大きな参考にしたのが静岡県掛川市の「大日本報徳社」（以下、「大社」と略称）とその支社の諸活動であった。⁽¹⁶⁾

協会の報徳導入に至った経緯は必ずしも明らかではないが、ここで以下に当時協会と関係があった「大社」の人々とその周辺を簡単にみてみよう。まず、『千葉県方面委員時報』第7号（昭和4年5月）では、「大社」理事鈴木良平の息子鈴木登（昭和3年～千葉県学務部長）が、千葉県学務部長の身分で「感謝される人々」という題で社会事業に対して報徳の「推譲」の考え方の重要性を示している。また、その兄である医学博士竹内薫兵は、昭和5年に千葉県社会課主催「家庭実務講習会」で「育児と養護」という題で講演しているなど、千葉県社会課とのつながりがあった。なお、留岡幸助（報徳研究にも尽力した社会事業家。「大社」前身「遠江国報徳社」<以下、「遠社」と略称>を实地調査の経験あり）の息子留岡幸男も、同7年1月現在千葉県学務部長として在職していた。彼らにより報徳が広められたことは考えられる。

次に、協会はその著述『報徳の聖道と社会事業』に、「昭和十年度に於て大日本報徳社から講師を招聘して縣と協同主催に依り報徳講習会を数日に亘って開催した」⁽¹⁷⁾と記述している。この時の講師は不明であるが、『千葉県方面委員時報』第41号（昭和10年3月）には、昭和10年に千葉県と財団法人「中央社会事業協会」主催で「社会事業並に生活改善講習会」を開催し、これに「大社」専務理事飯田栄太郎を講師として招聘したことが記されている。⁽¹⁸⁾ この講習会は、「社会事業ノ充実進展ヲ図リ併セテ斯業関係者ノ実務ノ円満ナル遂行ヲ期スル為一般的社会事業理論及其ノ基礎的観念、救療事業及方面事業ノ実施方法並ニ教化ヲ基本トスル一般家庭ニ於ケル生活改善ニ資スルヲ以テ目的ト」されたものである。飯田は、「報徳精神ニ依ル部落建直方法」という題で、千葉市の図書館（3月4日）、野田町「興風会館」（3月5日）、成田町「新更会館」（3月6日）、佐原町役場（3月7日）、館山北條町「復興館」（3月8日）、大原町の女学校講堂（3月8日）で精力的に講演をした。これにより、協会に飯田の社会事業に関する考え方や活動が浸透したことも考えられる。

次に、協会が報徳を本格的に導入した昭和13年度頃の「大社」副社長は佐々井信太郎であった。前掲『報徳の聖道と社会事業』中に記述されている協会による報徳解釈は、佐々井の報徳解釈に依拠している部分が大きいと考えられる。

以下では、まず協会に影響を与えたと思われる上記「大社」の人々の社会事業に関する考

え方・活動を明らかにし、次に協会指定の指定村内報徳社における社会事業の実態を事例を通して明らかにしその意義を考察する。

1. 千葉県社会事業協会に影響を与えたとと思われる「大日本報徳社」の人々の社会事業に関する考え方・活動

(1) 鈴木良平の社会事業に関する活動

良平の居村（現静岡県小笠郡大東町高瀬）における活動を鈴木家文書⁽¹⁹⁾よりまとめてみる。彼は明治8・9年頃に初めて報徳を耳にした。その後、桂太郎の実父角替銀蔵が来訪し、桂が倉真村の親類から借り写したという『報徳記』を良平の父久五郎に渡し、良平は父の命により筆写した。良平は、同10年に父と協議し「困憊救済法」として報徳社を結成した。初めての3年間程は毎月自家に会合し、社員の食事は自宅で負担した。同11年2月に「遠社」社長岡田良一郎と初めて会った。「明治十四年中三橋彦七氏ト謀リ俱ニ田反別三畝許リヲ義田トシテ無料ニテ報徳社員ニ耕作セシメタ 其収益八年々貯蓄セシメ特種ノ困窮者ニ無利息ヲ以テ貸與スルコト、為シタ」。この時の感想を良平は、「縦ヒ事ハ小ナリト雖モ立派ナル救済ト思フ」と記している。

この文中「義田」とは、彼の師の「遠社」社長良一郎が示した「義田法」によるものであろう。これは、「富田ノ人」や「勸農社中」により「義田」を買ひ求め、必要に応じてこれを貸して米を得さしめるというものである。良一郎は、「義田法」として「勸農社中タルモノハ勸農義田料日掛積金五厘及至十銭分ニ応ノ出金スヘシ富田ノ人ハ積金ヲ待タス分度外ノ財ヲ以テ義田ヲ出スヘシ」⁽²⁰⁾「……積金ハ五年ヲ以テ一期トシ満期ニ至リ其金ヲ以テ勸農義田ヲ買求メ社中ニ於テ永久之ヲ公有スヘシ」⁽²¹⁾「勸農義田ハ力農者ニ入札ヲ以テ作ラシムルヲ法トスト雖モ不時天災等ニテ救助スヘキ困民アルキハ臨時協議ヲ以テ救助ノ為メ作り取セシムル門アルヘシ」⁽²²⁾のような規定を提示した。この「義田法」は、前掲『学稼堂小伝草稿』に「報徳社ニ於テ以前ヨリ行ハレタ法方アル」とあるので、報徳社間に普及したと思われる。このように、「遠社」時代から、「大社」は生産と救済を同時に行っていた。

なお、良一郎は明治の早くから報徳社の活動のなかに福祉や慈善をみだしていた。例えば、良一郎著『報徳学齐家談』（明治18年）には、「貧ニ二種アリ第一種ハ奢侈怠惰等ニシテ貧ナルモノ第二種ハ体力羸弱智能足ラズシテ貧ナルモノ……第二種ノ貧ハ人ノ救助ニ據ラザレバ自力ヲ以テ立ツ能ハザルモノ」⁽²³⁾「度外ノ財ナルモノハ独り凶荒災厄ノ予備ナルノミナラズ漸次之ヲ増倍蓄積シテ福祉^(註)ヲ子孫後世ニ譲与スベキ資本ナレ」⁽²⁴⁾「社員ノ内ニ在テ病者弱者不能不智ニシテ独立自営スルニ足ラザルモノアリ……之ヲ助クルニ善種金ヲ以テシ社員互ニ相保ツベシ是レ平等ニ富ヲ成スノ方ナリ」⁽²⁵⁾とある。また、平素の「常会」等でも、報徳社による救済、福利、福祉、慈善等をしばしば述べた。こうした考え方をもっていた良一

郎に、良平、飯田等多くの弟子は影響を受けていた。

良平は、大正11年8月から静岡県方面委員（浜松市元城方面担任）に、昭和3年6月から静岡県方面委員助成会評議員になるなど「大社」内でも特に社会事業と関わった。また、大正9年8月11日に「大社」の「浜松第一館」で、同12日に「川崎第四館」で「報徳と社会事業」という講演を行った。⁽²⁶⁾また、内務省主催「社会事業講習会」（大正9年7月28日～8月6日。於「静岡中学校」）に出席した。⁽²⁷⁾また、静岡県・静岡県社会事業協会主催「社会事業講習会」（昭和2年2月25日～27日。於「静岡県立葵文庫」講堂）に「大社」理事良平が出席・受講した。⁽²⁸⁾さらに、同3年6月には、次男の鈴木登が千葉県学務部長を拝命された。父親の社会事業に関する活動をみて育った登と薫兵は、千葉県方面委員に少なからず影響を与えた。

(2)飯田栄太郎主導の社会事業・社会教育に関する活動

飯田（現静岡県榛原郡榛原町勝間田在住）は、良平とほぼ同時期に報徳社の社会事業・社会教育に関する活動で活躍した。また、協会が報徳を導入しようとしていた頃に、「大社」の支社の中でも特に積極的に社会事業・社会教育に関する活動を推進しており「大社」も重要視していたのが、飯田と彼が社長を務める報徳社であった。

飯田の社会事業・社会教育に関する活動の詳細は、拙稿「大正後半期とその前後における報徳社の社会事業・社会教育に関する活動の実態－飯田栄太郎主導の活動を事例として－」⁽²⁹⁾に譲るとして、ここでは飯田主導の社会事業に関する活動を箇条書きにしてみよう。彼は、「中報徳社」（大正5年～。社長飯田）で、①「勝間田村農繁期保育園」の開設（昭和2年～）、②「報徳家庭相談所」の設置（昭和8年～）、③家政整理援助（大正15年～）、④台所改良奨励（参考までに、飯田家は、大正15年以来婦人会を督励して「台所改善講」を作らしめた）、⑤「報徳米」の社外への分配（大正7年）、⑥自治祭・「区民懇話会」への参加、⑦「一日幼稚園」「臨時幼稚園」の開設、⑧火災予防灰取器の設置、⑨社員および家族弔祭、⑩「大社」の「報徳学夏期講習会」入会者への補助金給付、⑪産業部設立による共同購入、共同販売、共同利用、等を行った。また、「勝間田村報徳社」（大正4年結社。同9年～社長飯田）で、①児童保護事業（大正12年度～）、②「報徳学講習会」の開催、③人物養成（大正10年～）を行った。なお、「中報徳社」は次の「社団法人中報徳社定款」（昭和2年）の「第二章 事業」第六条に社会事業に関する規定を入れて活動した。

- 「一 報徳ノ研究及宣伝分度ノ確立勤儉推譲ノ奨励其ノ他社会教化並人材養成ニ関スル事業ヲ為スコト
- 二 地方自治ノ改善発達ノ援助ヲ為スコト
- 三 防貧救貧其ノ他社会事業ノ施設若ハ其ノ援助ヲ為スコト
- 四 地方公共ノ福利増進ニ関スル事業ノ施設若ハ其ノ援助ヲ為スコト

- 五 社員ノ仕法ヲ講シ^(マツ)貧困ヲ根絶スルコト
- 六 精業篤行者ノ旌表ヲ為スコト
- 七 産業ノ奨励及生産品ノ共同販売若ハ其ノ援助ヲ為スコト
- 八 生活及職業必需品ノ共同購入若ハ其ノ援助ヲ為スコト
- 九 其ノ他役員会ニ於テ適当ト認メタル事業ヲ為スコト⁽³⁰⁾

(3)佐々井信太郎提示の「一円融合」、一村式仕法

大正11年12月に「大社」副社長となった佐々井は、昭和恐慌下において彼の構想が多分に反映された「国民生活建直し指導者講習会」(昭和8年2月から同13年7月まで毎年)を精力的に進めた。その状況は、拙稿「昭和恐慌下における佐々井信太郎の『国民生活建直し』構想」⁽³¹⁾に譲るとして、彼はこの講習会等で全てのもの・ことを対立させずに円相のなかで捉える「一円融合」を強調し、後に全国町村に大きな影響を与えた「一村式仕法」(報徳を活用した一村単位の建直し方法)を提示した。これらを、協会が参考にした。

なお、佐々井は大正10年6月開館「神奈川県匡済会」の「横浜社会館」設立に関わり、同11年6月「神奈川県匡済会」常務理事となっていたように社会事業にも携わっていた。

2. 千葉県社会事業協会による報徳解釈と「報徳指定村(部落)要項」

では、協会は以上の人々等から報徳の情報を収集しつつ、報徳をどのように社会事業に応用しようとしたのであろうか。⁽³²⁾

協会は、まず社会事業を「既に生活難に陥り又は将来陥る虞ある状態にある集団や個人に対する組織的・計画的な保護として保健上、道徳上又は経済上の福利に亘って救済、又は予防の途を講ずるもの」とする。一方、協会は報徳がその進路において「道徳門」「経済門」、「社会事業門」「自治行政門」、「経済更生」「教育教化」と多種多様に考えられるが、何れの部門にも属さず、かつ何れの部門にも属するものとする。すなわち、報徳道を全ての事象を包むことのできるものとみる。では、全ての事象を包みこむ報徳と、救済又は予防という活動が明確な社会事業とはどこに接点があるのであろうか。協会は次のように述べる。

「……報徳の大道が道徳・経済一元の精神に基き日常生活を一貫せる生活様式を以て急を救ひ、頽廃を復興し荒蕪を開発し進んで永安の法を講じこれ等様式実施の為めの組織を完成するの途である……然も其の実行が勤労活動に出発して分度生活に依つて推譲の美德を發揮し凡ての行動を公益化するのであるから当然社会事業の防貧・救貧施設にピッタリと一致する訳であり然も報徳組織に依つて共同の福祉を目指し社会的 集团的に困窮を除去し正常なる社会生活を維持・擁護し尚子々孫々永安の途を講ぜんとするのであるから現代社会事業の行き方と全く其の軌を一にしておるのである、」

協会は、報徳を取り入れることにより、被救護者は「自力に依つて勤労分度・推譲を基礎

として自己建設を図り其の間に知恩報徳の精神を培つて行くならば他力本願的な依存心を脱して更生出来るであらふ」とした。また、「保護救済・指導の任に当る者も社会事業家乃至従事者通有な恩恵的優越観念から脱却して徳に報ゆるに^(ママ)已が徳行を以つてする吾が報徳の大精神に依つて聖業に従事し得るを以つて利害も名誉も度外して弱者の味方として聖なる者の全力全能を發揮し得るであらふ」とした。

協会は、昭和13年度に次のような「報徳指定村（部落）要項」を作成し、指定村の報徳社に実践させることにした。

- 「三. 生産ノ向上ヲ図リ消費経済ノ合理化ヲ期シ以テ家族生活ヲ拡大強化シテ一區一村ニ及ホシ一円融合ノ実ヲ挙クルコト
- 四. 本指定部落（報徳社）ハ一村一郷ノ魁トシテ知恩報徳ノ誠ヲ致シ徳風薫化ニ依リ理想郷建設ニ邁進スルコトノ……
- 七. 特ニ防貧、救貧、其ノ他ノ社会事業並地方公共及一般ノ福利増進其ノ他ノ社会施設ヲ行フコト
- 八. 毎月定日ニ常会ヲ開キ報徳金ノ推譲其ノ他ヲ行フコトノ……
- 十一. 毎月常会ニ於テハ土地ノ事情ニ、即応シタル実行事項ヲ決議シ一事實行、民風ノ改善ニ務ムルコトノ……
- 十二. 報徳社員ハ左記ヲ遵守スルコト
- イ. 国法、国憲ヲ奉体スルコト
- ロ. 報徳ヲ以テ信條トスルコト
- 信條 { 1. 教育勅語ノ御聖旨ヲ奉体スルコト
2. 二宮尊徳先生ノ遺教ニヨリ報徳ノ仕法ヲ行フコト
3. 神徳、皇徳、父母祖先ノ徳ニ報ユルニ我が徳行ヲ以テスルコト
- ハ. 分度ヲ確立シヨク勤儉ニシテ報徳金ヲ始メ推譲ニ精進スルコト」

要項の三には、佐々井が強調していた「一円融合」が入っている。要項の七は、前述「社団法人中報徳社定款」の三と四を合わせたような項目になっている。

3. 千葉県社会事業協会指定の指定村内報徳社における社会事業

協会が考えていた報徳が指定村内報徳社全てにゆきわたったか否かはわからないが、ここでは一例として「市井原報徳社」（所在地 安房郡保田町市井原。以下、「市社」と略称）の状況をみてみよう。「市社」は、保田町市井原出身の川名貞治郎に依拠しつつ設立された報徳社である。川名は、学校教師も体験した報徳精神をもった千葉県方面委員であり、協会と市井原との橋渡的存在であった。

「市社」が結成される前の市井原区は次のようであった。⁽³³⁾戸数59、男158人、女128

人、計286人で、農・商兼業4戸を除いて純農である。副業として、畜牛・養蚕・椎茸・果樹・薪炭等があるが、生産は僅少であり生活に余裕がない。一般に進取の気性に乏しく、共同施設のような見るべきものがないが、その日の生活に追われ考える暇がない。こうした状況の中、農村疲弊の声喧しい頃から気がついて、昭和10年12月に初めて座談会を開き「部落振興」に関する意見を闘わすようになった。昭和10年頃18名の会員をもって「市社」の前身である「市井原興村協会」を発足させ、①夜学会、貸出文庫の開催、②予算生活・記帳生活の実行、③柑橘・柿・栗・梅・茶の栽培、④「四無」という生活目標（1. 一人の争ふものもなく＝共同輯睦、2. 一人の虚言いふものもなく＝道義の向上、3. 一人の怠るものもなく＝勤労の上にも勤労、4. 一人の困るものもなく＝生活の安定）の設定と、醤油醸造による自給自足の推進、⑤視察旅行、⑥「市井原婦人会」の発会（昭和12年）と活動（「子安講」の如きものの改造、視察旅行、「台所改善講」の実施、薪の採集や縄織、栄養料理の講習の実施、公休日の設定）を行った。

昭和12年4月現在、報徳社顧問の川名からの報徳精神に関する講話を契機に、同14年1月に24名が報徳結社の加盟書に同意し、3月に報徳社結成式を挙げた。同月に、協会の指定村となった。「市社」では、次の「市井原報徳社定款」第四條を設定した。「一、報徳ノ研究程度ノ確立勤儉推譲ノ奨励社会教化人材養成ニ関スル事業／二、地方自治改善発達ノ援助／三、各種団体ト提携シテ公共ノ福利増進ニ関スル施設又ハ其援助／四、社員ノ仕法ヲ講シ貧困ノ根絶／五、精業篤行者ノ旌表／六、生活改善ニ関スル事業／七、其 他」。これに基づいて活動をしたと思われる。また、内規も定めた。また、実践事項として、「一、時間励行の事／二、履物を揃へる事／三、農具を定所に整頓する事／四、農繁期共同炊事共同田植託児所設置の事／五、共同にてこさぎりを行ふ事（こさトハ作物ヲ遮光シ邪魔ニナル樹枝ノコト）／六、蠅を捕殺する事／七、流し元を奇麗にする事」を掲げ実行した。農繁期共同作業実施の際は、千葉県知事・千葉県経済部長一行が視察している。

結社後は、①時間が励行され、②「報徳社も出来た事だから」といって紛擾を避け円満解決を図るように報徳社員の自覚が向上し、③共同事業が容易に行われるようになり、④区民一般に進取的になり共同的になり会合の場合遠慮なく意見開陳し又「部落発展」の為に考えるようになり寄附などもするようになり、⑤譲り合いをしたり挨拶に精誼がこもったりして親睦になった、と報告している。また、社員も後に42名に増加した。今後の予定として、①基本調査をして「借金の絶滅」を図る、②共同開墾、共同耕作、共同植樹等を実施する、③「報徳研究所」を設置し、農閑期を利用して一週ないし三週間の講習会を継続的に開設する、④婦人部、青年部、少年部を設置する、等の計画をたてた。

4. 千葉県社会事業協会指定の指定村における報徳社の社会事業の意義

飯田等も報徳を活用しての県による町村指導を疑問視していた⁽³⁴⁾ように、千葉県社会事業協会指定の指定村における報徳社が、幕末以来の伝統をもち、大正7年5月頃で575社⁽³⁵⁾（その多くは「大社」支社）ある静岡県下報徳社がいわば下から自主的に結成されて活動し軌道に乗っていた状況と同じように活動できたか否かはわからない。

しかし、市井原のように方面委員に依拠しつつ報徳社を設立し、協会から補助金を交付されたあたりから、生活に追われ考える暇がないという状態から脱して、報徳社員の内から地域の自立を考え、福利増進・「貧困ノ根絶」・生活改善に努めたり、社会教化・人材養成に努めたりした意義は大きいと思われる。

協会の報徳導入は、「千葉県における諸外国社会事業の理論・実践の吸収→千葉県方面委員による地域での活動への導入」のルートとは別のものであり、幕末以来の伝統のある報徳を活用したより日本的な解決法であったと思われる。しかし、法、行政、個人ではまかないきれない部分を補った点、村民への「防貧」のみでなく村民による「推譲」ができるようになるまでの行動変容をなした点、地域づくりの足がかりとなっていた点等は、注目に値する。

（前田 寿紀）

〔註〕

- (1) 拙稿「地方社会事業史の試み」『千葉県社会事業史研究』第1号，昭和54年9月，P.4。
- (2) (3) 吉田久一「地方社会事業史と「地方学」の再検討」『千葉県社会事業史研究』第4号，昭和56年3月，PP.1～2。
- (4) 大濱徹也「「地域社会史」のために」『千葉県社会事業史研究』第13・14合併号，昭和62年10月，P.3。
- (5) 菊池正治「地域社会福祉研究の課題」『千葉県社会事業史研究』第21号，平成5年9月，PP.1～3。
- (6) 池田敬正「社会福祉史における“地域”をめぐって」『千葉県社会事業史研究』第12号，昭和61年11月，P.2。
- (7) 吉田前掲稿，P.2。
- (8) 遠藤興一「方面委員活動の地域処遇史的課題—その実践主体における態度・特徴—」『講座社会福祉2・社会福祉の歴史』，有斐閣，昭和56年11月，PP.323～330。
- (9) 『読売新聞』千葉版，昭和5年7月31日，P.20。
- (10) 千葉県社会福祉協議会編『千葉県に於ける民生事業の歩み』千葉県社会福祉協議会，昭和32年，PP.18～19参照。
- (11) 千葉県社会課時報編集部『千葉県方面委員時報』第20号，千葉県，昭和6年7月，PP.36～37。
- (12) 千葉県総務部編纂『(昭和五年)千葉県統計書・第一編』千葉県，昭和6年12月，PP.68～69。
- (13) 『千葉県方面委員時報』第21号，昭和6年10月，P.26。
- (14) 『千葉県方面委員時報』第17号，昭和6年2月，PP.5～6。
- (15) 大河内一男「社会政策と資本主義経済—ひとつの問題史的展望」『社会事業研究』昭和12年1

月。

- (16) 千葉県社会事業協会における報徳導入の状況は、拙稿「昭和前期の千葉県社会事業協会における報徳導入をめぐる動向」、『千葉県社会事業史研究』第22号、千葉県社会事業史研究会、平成6年、PP. 6～17、を参照されたい。
- (17) 千葉県社会事業協会『報徳の聖道と社会事業』昭和14年？、PP. 8～9。
- (18) 『千葉県方面委員時報』第41号、昭和10年3月、P. 23。
- (19) 鈴木良平手記『学稼堂小伝草稿』大正7年6月、鈴木家文書。鈴木一夫・竹内薫兵・鈴木登『鈴木良平小伝』内外出版印刷、昭和11年、非売品。
- (20) 岡田良一郎『報徳富国論 上巻』冀北学舎蔵版、明治13年、PP. 43～44。
- (21) 同上 P. 44。
- (22) 同上 P. 45。
- (23) 岡田良一郎『報徳学齐家談』、復刻版『二宮尊徳全集』第36巻、龍溪書舎、昭和52年、所収、P. 89。傍線は引用者、以下の傍線も同様。
- (24) 同上 P. 87。
- (25) 同上 P. 102。
- (26) 『報徳の友』第219号、大正9年8月、P. 349。
- (27) 同上 P. 348。
- (28) 『大日本報徳』第297号、昭和2年2月、P. 95。『大日本報徳』第298号、昭和2年3月、P. 150。
- (29) 『千葉県社会事業史研究』第24号、千葉県社会事業史研究会、平成8年、PP. 3～41。
- (30) 『中報徳社要覧』大日本報徳社、昭和10年、PP. 12～13。
- (31) 『淑徳大学研究紀要』第29号、平成7年3月、PP. 257～276。
- (32) 以下の協会の記述は、前掲『報徳の聖道と社会事業』から引用。
- (33) 以下の「市井原報徳社」の記述は、前掲『報徳の聖道と社会事業』PP. 39～59、から引用。
- (34) 『大日本報徳』第30巻第350号、昭和6年7月、PP. 446～447。
- (35) 『大日本報徳学友会報』第192号、大正7年5月、P. 191。

〔付記〕本稿は、平成6年度淑徳大学学術研究助成「千葉県における方面委員活動の総合的研究」（研究代表者：前田寿紀、協同研究者：長谷川匡俊・金子光一）の研究成果の一部である。「はじめに」を長谷川が、「I. 初期の千葉県方面委員活動の特徴」を金子が、「II. 千葉県社会事業協会における報徳を活用した社会事業」を前田が分担執筆した。なお、本研究に関わる研究は、3者が所属する「千葉県社会事業史研究会」の月例勉強会（平成5年12月～）でも行い、同会誌『千葉県社会事業史研究』第22号（平成6年）～第24号（平成8年）に発表しているので、合わせて参照していただければ幸いである。

Comprehensive Study of the Regional Activities Conduct by Chiba-Ken Hōmen Iin (1)

Hisanori MAEDA
Masatoshi HASEGAWA
Kōichi KANEKO

Fundamental role of social work is to cultivate awareness of various social problems in community and expand social welfare services for aged and disabled, aiming to improve their living conditions. Emphasis on community and its region is clearly essential in the field of social work thus studies focused on regional history places a significant part in historical studies of that field.

This thesis illustrates the main aspect of such studies and outlines some valuable findings attained from a joint study, which put focus on Chiba Prefecture, based on the following points:

I. Characteristics of the Early “Chiba-ken Hōmen Iin”

This chapter surveys the characteristics that the early “Chiba-ken Hōmen Iin” (like “Friendly Visitor” in Chiba Prefecture) had, with the use of statistical material.

The former half, describing the general characteristics, illustrates that the business was vibrated after the dimension of executives were expanded to the whole prefecture in June 1931.

The latter half, describing the regional characteristics, reveals that the gap between some regions which persuaded residents with the “Chiba-ken Hōmen Iin” system and promoted its use aggressively, and others which did not seem so active.

II. Social work applied “Hōtoku” by “Chiba-ken Shakai-jigyō Kyōkai”

Since 13th year of the Showa Era, “Chiba-ken Shakai-jigyō Kyōkai”, affected by the missionaries “Dainippon Hōtokusha”, had introduced the teachings of Sontoku Ninomiya

(“Hōtoku”), and appointed the 6 “Hōtoku Shiteisons” and then granted them subsidies.

“Ichihara Hōtokusha” in one of the “Hōtoku Shiteisons” promoted social work, ie. relief of the poor, betterment of living, securement of a day nursery during the farmers’ busy season and so on.